

出席扱い申請と定期テストの扱いについて

サンフランシスコ日本語補習校

1 出席扱いについて

令和4年度より、一部を除き出席扱いの規定が変更されました。
高校については、以下の場合（1）～（3）の場合に申請により出席扱いが認められます。

- (1) 米国の大学入学に義務づけられている SAT, ACT を受験する場合。但し、出席扱いの適応となる受験回数は両試験合わせて 7 回までとする。
- (2) 集中学習期間と現地校との授業日が重なった場合。
- (3) その他、校長が第1条に定める目的に照らし適切であると判断できる場合

※出席扱いの申請については、補習校ホームページの「その他書類」よりダウンロードし、記入の上担任に提出してください。

2 忌引および出席停止について

忌引および出席停止については、授業日数よりこれらを引いた日数を「出席すべき日数」とし、ここから出席日数・欠席日数を通知表に記載することになりました。

*忌引の取り扱いについて

- ・通常の学習期間については、忌引日数は1日とする。
- ・集中学習期間にあっては、以下の通りの忌引き日数とし、日本国内での葬儀に関しては、前後1日ずつの旅行日を忌引きに含めることができます。
- ・父母 5日、兄弟 3日、祖父母・曾祖父母・おじおば 1日

2. 定期テストについて

定期テストの当日に欠席をした場合、定期テストは欠席扱いとし、翌週午前中に再テストを受けるものとします。その結果は参考点とし、正規の得点扱いとはなりません。（テスト当日に出席扱いを申請した場合、出席日数は確保されますが、テスト受験は正規の扱いにはならなりません。）

ただしテスト当日に遅刻した場合は、當日中（登校した時間のテストから、また午後4校時目から下校時（2時50分）まで）に受験ができ、正規の得点とします。

それ以外、定期テスト受験延期などの特別処置はありません。

*高等部の場合、進級・卒業の条件に「後期期末テストを全教科受験していること。」という項目があります。高等部では後期期末テストを全教科受けなければ進級・卒業ができません。しかし当日やむを得ず欠席しなければならない場合は、高等部後期期末テストに限り、所定の申請をして受理された場合、試験当日から2週間後まで再テストを許可します。理由如何によっては放課後3時30分まで受験時間の延長が認められます。その再テスト受験をもって後期期末テストを受験したこととみなします。ただし、その結果は参考点とし、正規の得点扱いとはなりません。